○財務省告示第百五十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年四月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年五月十一日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　利付国庫債券（二十年）（第百二十六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行

ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行

額面金額で一兆二十五億円

うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千四億三百八十万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で八千七百十九億七千五百五万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で三百一億二千百十五万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で九百六十七億円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で百十二億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　九千九百八十四億六千五百五十五万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　九百六十三億千三百二十万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　百十一億五千五百二十万円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十三年四月二十六日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円五十銭以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円六十銭

十二　利率　年二・〇パーセント

十三　経過利子の払込み

㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$額面金額の総額 \times \frac{2.0}{100} \times \frac{37}{365}$$

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居

住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十四　初期利子　平成二十三年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六　償還期限　平成四十三年三月二十日

十七　償還金額　額面金額百円につき百円

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十三年四月二十六日